

## ○枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則

平成28年 3月31日

教委規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、枚方市立留守家庭児童会室条例（平成24年枚方市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 留守家庭児童会室（以下「児童会室」という。）の定員は、別表のとおりとする。

2 教育長は、条例第7条の許可（以下「入室の許可」という。）の申請の状況等により、臨時に前項の定員を超える定員を定めることができる。

(入室資格)

第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める理由は、保護者及び同居の親族その他の者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 昼間に日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (2) 長期にわたり病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (3) 65歳以上であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その児童の保育をすることができない状態にあると認められること。

(入室の許可の申請)

第4条 入室の許可を受けようとする保護者は、所定の申請書を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(入室の許可)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、条例第5条に規定する入室資格（以下「入室資格」という。）に該当するかどうかについて必要な確認を行い、入室資格に該当すると認めるときは、入室の許可を行うものとする。ただし、入室資格に該当する児童の数が定員を超える児童会室については、別に定める入室基準により、入室の許可を行うものとする。

2 前項の規定による許可の有効期限は、毎年度3月31日とする。

3 保護者が正当な理由なく保育料を枚方市立留守家庭児童会室保育料に関する規則（平成28年枚方市規則第27号）第2条に規定する期限までに納付していない場合における第1項の規定による許可の有効期間は、当該保育料が納付された日からその年度の3月31日までとする。

4 教育長は、入室の許可をしたときは、その旨を前条第1項の規定による申請書の提出をした保護者に通知するものとする。

(届出)

第6条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を教育長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 入室を許可された児童を退室させるとき。
- (3) 入室を許可された児童が長期にわたり欠席するとき。

(職員)

第7条 児童会室の運営を行うため、児童会室に放課後児童支援員及び放課後児童准支援員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）を置く。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、児童会室の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。